

消防用設備等の

点検・報告

消防用設備等の点検及び点検結果の報告は、
防火対象物関係者の義務です。
(消防法第17条の3の3)

消防用設備等の点検結果の報告期間

| 防火対象物の区分 | 防火対象物の用途(消防法施行令別表第一) | 点検報告の期間 | 防火対象物の区分 | 防火対象物の用途(消防法施行令別表第一) | 点検報告の期間 | |
|----------|--------------------------|---------|-------------------------------|-------------------------|---------|------------------|
| (1) | イ 劇場、映画館等 | 1年に1回 | (9) | イ 蒸気浴場、熱気浴場等 | 1年に1回 | |
| | ロ 公会堂、集会場 | | | ロ 公衆浴場(蒸気浴場、熱気浴場などを除く。) | | |
| (2) | イ キャバレー、ナイトクラブ等 | | (10) 車両の停車場、船舶又は航空機の発着場 | (12) | | イ 工場、作業場 |
| | ロ 遊技場、ダンスホール | | (11) 神社、寺院等 | | | ロ 映画スタジオ、テレビスタジオ |
| | ハ 性風俗関連特殊営業を営む店舗等 | | (13) | | | イ 自動車車庫、駐車場 |
| | ニ カラオケボックス、インターネットカフェ等 | | | | | ロ 航空機の格納庫 |
| (3) | イ 待合、料理店等 | | (14) 倉庫 | (16) | | イ 特定複合用途防火対象物 |
| | ロ 飲食店 | | (15) 事務所等(1項から14項までに該当しない事業場) | | | ロ 非特定複合用途防火対象物 |
| (4) | 百貨店、マーケット等 | 3年に1回 | (16)2 地下街 | 1年に1回 | | |
| | イ 旅館、ホテル等 | | (16)3 準地下街 | 1年に1回 | | |
| (5) | ロ 寄宿舎、共同住宅等 | 1年に1回 | (17) 重要文化財、重要有形民俗文化財等 | 3年に1回 | | |
| | イ 病院、診療所等 | | (18) 延長50メートル以上のアーケード | | | |
| (6) | ロ 老人短期入所施設、養護老人ホーム等 | | 3年に1回 | | | |
| | ハ 老人デイサービスセンター、老人福祉センター等 | | | | | |
| | ニ 幼稚園、特別支援学校 | | | | | |
| (7) | 小学校、中学校等 | 3年に1回 | | | | |
| (8) | 図書館、博物館等 | 3年に1回 | | | | |

は特定防火対象物 は非特定防火対象物

しない

粗雑な点検を行う事業者を選定しない

信頼できる点検事業者を選定し、適正な点検をさせましょう。



させない

粗雑な点検をさせない

点検は、法令で定められた点検基準と点検要領に従って行わなければなりません。点検時には、防火管理者等が必ず立ち会って、適正な点検が行われているかを確認するよう指導されています。*



※(平成11年消防予第145号)

ゆるさない

不適正な点検事業者をゆるさない

粗雑な点検を行う事業者と契約し、不適正な点検が行われた場合、維持義務違反として罰せられるのは「防火対象物の関係者」です。



罰則

維持義務違反

- 消防用設備等の維持のために必要な措置をしなかった者は30万円以下の罰金又は拘留
- その法人に対しても上記の罰金(消防法第44条第12号、第45条第3号)

点検報告義務違反

- 点検結果の報告をせず、又は虚偽の報告をした者は30万円以下の罰金又は拘留
- その法人に対しても上記の罰金(消防法第44条第11号、第45条第3号)

お問い合わせ

一般財団法人 広島県消防設備協会

広島市中区中町8番18号 広島クリスタルプラザ7階
TEL(082)243-2002 FAX(082)249-9410
URL : <http://www.ssk-hiroshima.jp/>

一般財団法人 広島県消防設備協会が表示登録会員に交付する点検済票(点検ラベル)は、安全と信頼の証です。



一般財団法人 広島県消防設備協会

消防用設備等の点検時には、

必ず立ち会って適正な点検が実施されているかを確認しましょう。

防火対象物の関係者(所有者・管理者・占有者)は、設置されている消防用設備等を定期的に点検し、その結果を消防長又は消防署長に報告することが義務付けられています。

なぜ点検・報告は必要なの？

建物には、各種の消防用設備等が設置されていますが、これらは、平常時に使用することがないため、いざという時に確実に作動し機能を発揮するかどうかを日頃から確認しておくことが重要です。このため、消防法では、消防用設備等の定期的な点検と消防長又は消防署長への報告を義務付けています。



いつ点検・報告は行うの？

点検の内容に応じて、次のように定められています。

●機器点検:6ヶ月ごと

外観や機器の機能を確認します。

●総合点検:1年ごと

機器を作動させて、総合的な機能を確認します。

報告期間

防火対象物の用途に応じて定められています(裏面の表を参照してください)。点検の期間と消防長又は消防署長へ報告する期間は異なります。



点検実施者の資格は？

防火対象物の用途や規模により、次のように定められています。

●消防設備士又は消防設備点検資格者

- ① 延べ面積1,000㎡以上の特定防火対象物
…デパート、ホテル、病院、飲食店、地下街など
- ② 延べ面積1,000㎡以上の非特定防火対象物で、消防長又は消防署長が指定したもの
…工場、事務所、倉庫、共同住宅、学校など
- ③ 特定用途部分が避難階以外の階(1階及び2階を除く)に存する建物で、直通階段が2以上設けられていないもの

●防火対象物の関係者

上記以外の防火対象物



どのような消防用設備等を点検するの？

点検を行う主な消防用設備等は、次のようなものです。

●消火設備

消火器具・屋内消火栓設備・スプリンクラー設備・泡消火設備・不活性ガス消火設備など

●警報設備

自動火災報知設備・ガス漏れ火災警報設備・非常ベル・放送設備など

●避難設備

すべり台・避難はしご・救助袋・緩降機・誘導灯など

●消防用水

防火水槽など

●消火活動上必要な施設

排煙設備・連結送水管など

不良個所があった場合どうするの？

点検の結果、不良個所があった場合、すみやかに改修や整備をしなければなりません(消防設備士でなければできない改修工事や整備があります。)



特殊消防用設備等の点検

特殊消防用設備等の点検は、設備等設置維持計画に定める点検の期間ごとに点検資格を有する消防設備士又は消防設備点検資格者に点検してもらいます(報告する人は、防火対象物の関係者です。)

点検の実施

▶ 事前に打合せ



- 点検実施者と日時、手順などを打ち合わせます。
- 建物内の人々や利用者に点検の実施予定を知らせます。

▶ 実施時には、立ち会う



- 点検実施者が、点検に必要な器具や資格者免状を所持しているかを確認します。
- 必ず、立ち会って適正な点検が実施されているかを確認します。(平成11年消防予第145号)

▶ 点検済票(ラベル)を確認



- 消防用設備等が元の状態に復元されているかを確認します。
- 点検済表示制度が活用されている場合には、点検済票(ラベル)が貼付されていることを確認します。

▶ 終了時には



- 点検票等に正しく記入されているかを確認します。
 - 点検票等は、維持台帳に綴じて保存(注)します。
- (注) 消防長又は消防署長が適当と認めた場合、1年を経過したもの(原則は3年)については点検票に代えて、点検結果総括表、点検者一覧表及び経過一覧表を保存するだけでよいこととなっています。(平成9年消防予第192号、平成10年消防予第67号)

点検済票(ラベル)

- 点検の結果、点検実施者が法令に基づく適正な点検を行った証として、点検済票(ラベル)が貼付されます。
- 点検済票は、各都道府県消防設備協会の表示登録会員となっている消防設備点検事業者が貼付することになっています。(平成8年消防予第61号)

